

○内閣府令第六十九号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣 高市 早苗

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(会計の原則) 第六条 「略」 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第 一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基 準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に該当するものとする。 3 「略」	(会計の原則) 第六条 「同上」 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第 一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基 準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に該当するものとする。 3 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。